

# 令和5年第1回京田辺市教育委員会定例会

## 教育行政報告

R04/12/22～ R05/01/18

### 1. 教育行政報告

12月

22日 (木)	2学期終業式 市議会本会議（採決 他）	各幼・小・中 議場
23日 (金)	第1回生涯学習推進協議会 企業版ふるさと納税表彰状贈呈式 (株式会社H I R O T S Uバイオサイエンス)	304会議室 大住中学校
27日 (火)	第3回総合教育会議	全員協議会室
28日 (水)	「 経営会議 仕事納め教育長挨拶	403会議室 305会議室

1月

3日 (火)	新春甘南備山初登り	甘南備山
4日 (水)	「 経営会議 仕事始め市長訓示 仕事始め教育長・教育委員訓示	403会議室 コミュニティホール 305会議室
6日 (金)	新春賀詞交歓会(市商工会)	中央体育館
8日 (日)	令和5年二十歳のつどい	中央体育館
10日 (火)	3学期始業式	各幼・小・中
13日 (金)	第4回社会教育委員会議	305会議室
14日 (土)	大住小学校創立150周年記念を祝う会	大住小学校
16日 (月)	経営会議	403会議室
18日 (水)	（仮称）学校給食センター安全祈願祭 第1回教育委員会定例会	センター建設予定地 中央公民館

報告第1号

令和4年度京田辺市一般会計補正予算（第6号）について

令和4年度京田辺市一般会計補正予算（第6号）について報告する。

令和5年1月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（協議理由）

本件は、京田辺市一般会計補正予算（第6号）の教育に関する事務に係る部分について、別紙のとおり議決されたので教育委員会に報告するものである。

## 1 教育關係予算

(単位：千円、%)

	補正後 (A)	補正前 (B)	補正要求額 (A)-(B)	増減率 %	備考
教 育 費	4,043,619	4,018,628	24,991	0.6	
教 育 総 務 費	473,482	473,482	-	0.0	
教 育 委 員 会 費	3,999	3,999	-	0.0	
事 務 局 費	338,261	338,261	-	0.0	
情 報 教 育 推 進 費	131,222	131,222	-	0.0	
小 学 校 費	918,265	898,322	19,943	2.2	
学 校 管 理 費	809,016	789,073	19,943	2.5	
教 育 振 興 費	81,955	81,955	-	0.0	
学 校 建 設 費	27,294	27,294	-	0.0	
中 学 校 費	367,382	365,035	2,347	0.6	
学 校 管 理 費	216,822	214,475	2,347	1.1	
教 育 振 興 費	63,339	63,339	-	0.0	
学 校 建 設 費	87,221	87,221	-	0.0	

幼稚園園費	1,677,981	1,675,280	2,701	0.2
教育幼稚園管理費	637,430	637,334	96	0.0
教育幼稚園興費	380,743	378,138	2,605	0.7
教育幼稚園建設費	49,325	49,325	-	0.0
教育幼稚園建設費	610,483	610,483	-	0.0
社会教育費	606,509	606,509	-	0.0
社会教育総務費	403,502	403,502	-	0.0
公民館費	79,303	79,303	-	0.0
図書館費	61,809	61,809	-	0.0
留守儿童家庭事業費	61,895	61,895	-	0.0

2 令和4年度第6号補正予算 内訳

No	項目	事業名	予算額 千円	内容	所属
1	小学校費 学校管理費	小学校施設管理運営事業	4,717	ガス料金の値上げに伴い不足が見込まれる学校施設のガス代について増額するもの。	学校教育課
2	小学校費 学校管理費	小学校施設管理運営事業	4,540	来年度学級増に伴う備品購入費を計上するもの。	学校教育課
3	中学校費 学校管理費	中学校施設管理運営事業	1,177	ガス料金の値上げに伴い不足が見込まれる学校施設のガス代について増額するもの。	学校教育課
4	中学校費 学校管理費	中学校施設管理運営事業	1,170	来年度学級増に伴う備品購入費を計上するもの。	学校教育課
5	小学校費 学校管理費	小学校給食運営事業	1,655	来年度学級増に伴う小学校給食用消耗品費を計上するもの。	学校給食課
6	小学校費 学校管理費	小学校給食運営事業	9,031	来年度学級増に伴う小学校給食用設備や備品購入費を計上するもの。	学校給食課
7	幼稚園費 幼稚園管理費	幼稚園管理運営事業	96	ガス料金の値上げに伴い不足が見込まれる幼稚園施設のガス代について増額するもの。	輝くこども未来室
8	幼稚園費 教育振興費	認定こども園施設型給付事業	2,605	民間認定こども園職員の処遇改善に係る給付費の加算分について計上するもの。	輝くこども未来室

3 令和4年度第6号補正予算 債務負担行為

No	事業名	限度額 千円	内容	所属
1	情報教育推進事業	318,000	小中学校サーバー等の更新に係る業務費を計上するもの。 【債務負担行為：令和4年度～10年度】	学校教育課
2	小学校及び幼稚園健康管理委託事業	3,300	小中学校及び幼稚園健康管理業務（尿検査）について計上するもの。 【債務負担行為：令和4年度～5年度】	学校教育課 輝くこども未来室
3	小学校給食調理等業務委託校を1校追加するもの。	71,280	小学校給食調理等業務委託校を1校追加するもの。 【債務負担行為：令和4年度～7年度】	学校給食課
4	中学校給食施設設備事業	31,680	中学校給食施設設備に伴い、中学校給食配送用トラック貯蔵庫料について計上するもの。 【債務負担行為：令和4年度～11年度】	学校給食課

議案第1号

京田辺市立小学校及び中学校における医療的ケア児支援事業実施  
要綱の制定について

京田辺市立小学校及び中学校における医療的ケア児支援事業実施要綱を別紙  
のとおり定める。

令和5年1月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

市立小学校及び中学校において医療的ケア児の受入れを行うに当たり、必要な事項を定めるため提案するものである。

# 京田辺市教育委員会告示第 号

## 京田辺市立小学校及び中学校における医療的ケア児支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、京田辺市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）において医療的ケアを必要とする児童生徒の円滑な受入れを図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において「医療的ケア」とは、第10条第1項に規定する者が主治医の指示に基づき学校において実施する疾病等の治療を目的としない児童生徒の日常生活を営む上で必要な医療行為であって、別表に定めるものをいう。

### (実施主体)

第3条 事業の実施主体は、京田辺市とする。ただし、市長は、適切に事業を実施できると認められる者に、事業の全部又は一部を委託することができる。

### (対象児童生徒)

第4条 事業の対象となる児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）は、市内に住所を有し、医療的ケアを必要とする状態にあり、次条に定める申請のあった児童生徒のうち、第7条の規定により教育長が事業の利用を決定したものとする。

### (申請)

第5条 自ら養育する児童生徒（以下「申請児童生徒」という。）に学校において医療的ケアの実施を希望する保護者は、医療的ケア児支援事業利用申請書（別記様式第1号）に、医療的ケアに関する児童生徒の調査票（別記様式第2号。以下「調査票」という。）、確認書兼同意書（別記様式第3号）及び主治医意見書（別記様式第4号）を添えて、教育長に提出しなければならない。

### (検討会議)

第6条 教育長は、前条及び第11条第1項の規定による申請があったときは、京田辺市医療的ケア児支援事業利用検討会議（以下「検討会議」という。）を開催しなければならない。

2 検討会議は、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 学校教育担当課長
- (2) 総括指導主事
- (3) 留守家庭児童会担当課長
- (4) 保育所及びこども園担当課長
- (5) 障害福祉担当課長
- (6) 子育て支援担当課長
- (7) 申請児童生徒の担当保健師
- (8) 申請児童生徒が就学を予定又は在学している学校の長
- (9) 申請児童生徒が就学を予定又は在学している学校の嘱託医
- (10) その他教育長が必要と認める者

3 検討会議は、次の各号に掲げる事項について、前条の規定により提出された書類により審議するほか、必要に応じて、保護者及び申請児童生徒との面談並びに主治医との面談等を行うものとする。

- (1) 申請児童生徒の学校での集団生活の可否
- (2) 医療的ケア実施の可否
- (3) その他教育及び医療的ケアの実施に関し必要な事項

4 検討会議は、審議の結果を教育長に報告しなければならない。

（利用決定）

第7条 教育長は、検討会議の結果を踏まえ、事業の利用の可否を決定し、医療的ケア児支援事業利用可否決定通知書（別記様式第5号）により保護者に通知するものとする。

（医療的ケアに関する指示）

第8条 前条の規定により利用決定の通知を受けた保護者は、速やかに就学を予定している、又は在籍している学校及び主治医と打合せを行い、主治医による医療的ケアに関する指示が記載された医療的ケア実施に関する指示書（別記様式第6号。以下「指示書」という。）を教育長に提出しなければなら

ない。

(医療的ケアの実施)

第9条 教育長は、指示書の提出があったときは、これに基づき、次条に規定する者に医療的ケア児支援事業実施計画書（別記様式第7号。以下「計画書」という。）を作成させ、学校で実施する医療的ケアについて保護者に説明しなければならない。

- 2 前項の規定による説明を受けた保護者は、その証として計画書に署名するものとする。
- 3 教育長は、前項の規定により署名された計画書の写しを保護者に交付しなければならない。

(医療的ケアを行う者)

第10条 医療的ケアを行う者は、学校に配置された看護師、保健師、助産師、准看護師、医師又は認定特定行為業務従事者（以下「担当看護師等」という。）とする。

- 2 担当看護師等は、次の各号に掲げる業務を行う。ただし、計画書の作成は、看護師、保健師、助産師又は医師に限り行うことができる。

- (1) 指示書に基づく計画書の作成及び医療的ケアの実施
- (2) 医療的ケアの実施内容の記録
- (3) その他学校長が必要と認める業務

(利用の変更)

第11条 保護者は、対象児童生徒の心身状況に大きな変化があったとき又は利用する医療的ケアの内容を変更しようとするときは、医療的ケア児支援事業利用変更申請書（別記様式第8号）に調査票及び指示書を添えて、速やかに教育長に提出しなければならない。

- 2 教育長は、前項の規定による申請があったときは、検討会議の結果を踏まえ、変更の可否を決定し、医療的ケア児支援事業利用変更可否決定通知書（別記様式第9号）により保護者に通知するものとする。
- 3 第9条の規定は、前項の規定により変更を可とする場合について準用する。

(利用の辞退)

第12条 保護者は、対象児童生徒の自立等により事業の利用の必要がなくなったときは、医療的ケア児支援事業利用辞退届（別記様式第10号）を教育長に届け出なければならない。

（利用の解除）

第13条 教育長は、次の各号に該当すると認めたときは、事業の利用を解除することができる。

- (1) 対象児童生徒が第4条の規定に該当しなくなったとき（ただし、前条による届出があった場合を除く。）。
- (2) 偽りその他不正の手段により事業の利用の決定を受けたとき。
- (3) その他教育長が事業の利用を解除する必要があると認めたとき。

2 教育長は、前項の規定により事業の利用を解除するときは、医療的ケア児支援事業利用解除通知書（別記様式第11号）により、保護者に通知するものとする。

（学校の責務）

第14条 学校は、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 医療的ケア実施に係る実施要領の作成、医療的ケアの安全な実施に係る委員会等の設置及び運営並びに対象児童生徒の受入環境の整備等の医療的ケア実施における支援体制を確立すること。
- (2) 主治医の指示内容、搬送する医療機関並びに主治医及び保護者との連絡を円滑に行うことができる緊急連絡先等が記載された緊急時対応マニュアルを作成し、緊急体制を整備するとともに全職員に周知徹底を図ること。
- (3) 校長は、毎月、医療的ケア実施報告書（別記様式第12号）を作成し、保護者に通知した上で、必要に応じて報告内容について主治医の確認を得るとともに、その写しを教育長に提出すること。
- (4) 校長は、医療的ケアに関する担当職員（以下「担当職員」という。）を任命し、必要な研修等を受けさせること。
- (5) 担当職員は、医療的ケアを安全に実施するために必要な措置を執るとともに、担当看護師等と協力し、医療的ケア実施時におけるヒヤリハット事例を整理し、医療的ケア実施におけるヒヤリハット・ア

クシデント報告書（別記様式第13号）により学校長に報告すること。

- (6) 学校長は、主治医・医療機関と連携を図り、学校の体制及び環境並びに対象児童生徒の実態を十分に把握した上で、全職員間で情報を共有し、教育における医療的ケアの意義について理解を深めるために必要な研修を実施するほか、担当看護師等に対して、医療的ケアに関する研修等への参加の機会を与えるよう努めること。
- (7) 担任は、対象児童生徒をよく観察し、学校長、担当職員、担当看護師等及び保護者と連絡を密に取り、安全確保に努めること。
- (8) 対象児童生徒の学校外での活動については、年間計画に基づき、医療的ケア実施の有無、安全面等について、保護者及び教育委員会と協議すること。
- (9) 対象児童生徒の発達及び発育状況を踏まえ、指導方法、学校行事への対応等について、保護者と確認すること。

(保護者の責務)

第15条 保護者は、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 学校から要請がある場合には、対象児童生徒に付き添うこと。
- (2) 医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、消耗品等の準備、点検及び整備を行うこと。
- (3) 登校した際に、家庭における対象児童生徒の健康状態、医療的ケアの実施状況及び様子について、学校に情報提供を行うこと。
- (4) 学校から対象児童生徒の様子について相談等があった場合は、主治医に連絡し、改善等の助言を得ること。
- (5) 医療的ケアの内容の見直しに関わる情報（主治医の意見、健康状態の変化等）を速やかに学校に連絡すること。
- (6) やむを得ない事情により、学校での医療的ケアの実施が困難な場合には、保護者が医療的ケアを行うこと。
- (7) 常に緊急時の連絡手段を確保し、急な対応にも応じることができるようによること。
- (8) その他学校長が安全で安心な教育の実施に係る調整を求めた場合は

、協力するように努めること。

(関係書類の保存期間)

第16条 この告示の規定により提出された書類及び作成した書類は、対象児童生徒が学校に在学する間は保管し、在学しなくなった日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存するとともに、保護者が提示を求めた場合は、速やかに提示すること。

(庶務)

第17条 本事業の庶務は、学校教育担当課において処理する。

(委任)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年2月1日から施行する。

別表（第2条関係）

喀痰吸引（口腔、鼻腔内及び気管切開部からの吸引並びに衛生管理）

人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法を含む。）

気管切開部の管理

経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう及び腸ろう）

導尿

人工肛門（ストーマ）の管理

血糖値測定及びインスリン注射

別記

様式第1号（第5条関係）

年　月　日

（あて先）京田辺市教育委員会教育長

保護者氏名（署名）

医療的ケア児支援事業利用申請書

下記の医療的ケアについて、学校での利用を申し込みます。  
なお、受入れの検討を行うに当たり、関係機関で必要書類の複写等を行い情報共有が行われること、また、主治医等から意見聴取を行うことがあることについて同意します。

記

ふりがな 児童生徒氏名		男 女	年 齢	歳	生年 月日	年　月　日生
住　　所						
連　絡　先	(自宅) (携帯)	学校名				

◎利用を申し込む医療的ケアの内容

希望する医療的ケアの項目に「レ」を付けて（）内の該当項目に○を記入してください。

希望する医療的 ケア	(看護師等有資格者が行う必要があるものに限ります。) <input type="checkbox"/> 咳痰吸引（口腔、鼻腔内及び気管切開部からの吸引並びに衛生管理） <input type="checkbox"/> 人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法を含む。） <input type="checkbox"/> 気管切開部の管理 <input type="checkbox"/> 経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう及び腸ろう） <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> 人工肛門（ストーマ）の管理 <input type="checkbox"/> 血糖値測定及びインスリン注射
---------------	--

◎かかりつけ医師

病院名 受診科名		主治医氏名	
-------------	--	-------	--

◎予想される緊急時の対応

予想される緊急時の状態	対応・緊急搬送先

## 様式第2号（第5条関係）

(表)

年 月 日

## 医療的ケアに関する児童生徒の調査票

保護者氏名		電話番号			
住 所					

ふりがな 児童生徒氏名		男女	年齢	歳	生年 月日	年 月 日生	
診断名							
通院・療育の 状況	医療機関名 ( ) 診療科 ( ) 通院頻度 ( 回 / )						
	医療機関名 ( ) 診療科 ( ) 通院頻度 ( 回 / )						
	療育機関名 ( ) 通所頻度 ( 回 / )						
手帳等の状況	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 ( 級) <input type="checkbox"/> 療育手帳 ( A · B ) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 ( 級) <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 ( 級)						
	身長／体重	身長 :	cm	体重 :	kg	(測定日 : 年 月 日)	
	コミュニケーション	<input type="checkbox"/> 会話 (単語・二語文・文章) <input type="checkbox"/> 絵カード <input type="checkbox"/> 表情 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
	内 服 薬	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	(薬品名 服用間隔 )			
てんかん	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	(頻度 状況 )				
アレルギー	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	( )				
運動機能	首すわり ( か月) 寝返り ( か月) おすわり ( か月) はしり ( か月)						
姿勢・ 移動	姿勢の 変え方	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助 (一部・全部) ※介助時の注意点 ( )					
	姿勢の 保ち方	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助や支えが必要 ※普段使用している物品 ( ) ※普段よくしている姿勢 ( )					
	移 動	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> つかまり歩行 <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> バギー <input type="checkbox"/> 車椅子 (自走・介助・電動) <input type="checkbox"/> その他					
排 泌	尿	尿 意	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ( 回 / 日)			
		方 法	<input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> オムツ <input type="checkbox"/> 導尿 ( 回 / 日)				
	便	便 意	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ( 回 / 日)	使用中の薬剤 ( )		
		方 法	<input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> オムツ <input type="checkbox"/> 浣腸 ( 回 / 日) <input type="checkbox"/> 人工肛門 (ストーマ) <input type="checkbox"/> その他 ( )				

(裏面へ続く)

## (裏)

食事	方 法 容	<input type="checkbox"/> 経 口	状況 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助	
			内容 <input type="checkbox"/> 普通食 <input type="checkbox"/> 軟食 <input type="checkbox"/> きざみ食 <input type="checkbox"/> ミキサー食 <input type="checkbox"/> 流動食 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
		<input type="checkbox"/> 経管栄養	種類 <input type="checkbox"/> 経鼻栄養 <input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 腸ろう	
			製品名 ( ) カテーテルサイズ ( Fr)	
			注入内容 ( )	
			注入量・回数 ( )	
		<input type="checkbox"/> トラブル <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )		
		交換頻度 (1回/ )		
		血糖値測定	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	時間 ( 時・ 時・ 時)
		インスリン投与	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	時間 ( 時・ 時・ 時)
		投与方法 <input type="checkbox"/> 頻回注射法 <input type="checkbox"/> インスリンポンプ (製品名 : )		
呼吸管理	気管切開	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	カニューレ製品名 ( )	
			交換頻度 (1回/ )	
			トラブル <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )	
	吸引	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	回数 ( 回/時間)	
			部位 <input type="checkbox"/> 口腔内 <input type="checkbox"/> 鼻腔内 <input type="checkbox"/> 気管内	
			カテーテルサイズ ( Fr)	
	酸素吸入	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	流量 ( リットル/分) <input type="checkbox"/> 経鼻 <input type="checkbox"/> 気管内	
			種類 <input type="checkbox"/> 気管切開下 <input type="checkbox"/> 非侵襲的 ( <input type="checkbox"/> 鼻 <input type="checkbox"/> 鼻・口) メーカー・機種 :	
	人工呼吸器	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	業者名 :	
			モード :	
換気回数 (f) :				
酸素濃度 (FiO <sub>2</sub> ) :				
離脱 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可 ( 分)				
薬剤の吸入	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	使用薬液 ( )		
出産時の状況	妊娠期間	( 週 日)	单・多	( ) 胎
	体重	( ) g	身長	( ) cm
治療歴	これまでの治療の経緯について (手術をしている場合は、手術歴も記入してください。)			
その他	集団生活を送る上で配慮が必要な事項など			

様式第3号（第5条関係）

確認書兼同意書

学校における医療的ケア児支援事業の利用の申込みに当たり、次の確認事項をご理解いただいた上で、各項目の確認欄に「レ」を記入し、ご署名をお願いします。

	確認事項	確認欄
1	京田辺市医療的ケア児ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を読み、理解しました。また、「6 各関係者の役割等」の内容を理解し、了承します。	<input type="checkbox"/>
2	やむを得ない事情により医療的ケアを行う担当看護師等が勤務できない場合は、保護者が付き添います。また、教育中に医療的ケア実施の体制がとれない場合は、事業を利用できないことがあることを了承します。	<input type="checkbox"/>
3	学校での感染症等が一定以上発症した場合の登校判断は、保護者の責任で行います。また、感染症等により学校の判断で登校を控えていただく場合があることを了承します。	<input type="checkbox"/>
4	学校が必要と認める場合は、保護者の費用負担で主治医等の診察を受診することを了承します。	<input type="checkbox"/>
5	児童生徒の症状に急変が生じ、学校が緊急事態と判断した場合その他必要な場合は、保護者に連絡する前に救急車を要請し、受診又は治療が行われることがあります。それに伴い生じた費用は、保護者の負担になることを了承します。	<input type="checkbox"/>
6	児童生徒の病態の変化等により、ガイドラインに定める医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は、速やかに学校に相談することを了承します。	<input type="checkbox"/>
7	学校の人員、設備、環境等の状況により、医療的ケア児の受け入れができなくなる場合があることを了承します。	<input type="checkbox"/>
8	医療的ケアが必要な児童生徒の状況について、集団での教育を実施する必要な範囲で、他の児童生徒やその保護者との間で共有する場合があることを了承します。	<input type="checkbox"/>
9	1～8のほか、学校との間で取り決めた事項を遵守します。	<input type="checkbox"/>

（あて先）京田辺市教育委員会教育長

上記確認事項について、その内容を確認し、同意しました。

年 月 日

保護者（申請者）氏名（署名）			
申込児童生徒氏名		生年月日	年 月 日生

## 様式第4号（第5条関係）

(表)

年 月 日

## 主治医意見書

医療機関名		所在地			
電話番号		医師氏名			

印

ふりがな		男女	年齢	歳	生年 月日	年 月 日生
児童生徒氏名						
診断名				受診 状況	<input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 不定期	

学校における集団生活の可否	(教育中は、他の児童生徒との接触の機会が多くあるため、一般的には感染症を防ぐことが難しい環境にあります。) <input type="checkbox"/> 学校での集団生活は可能 <input type="checkbox"/> 学校での集団生活は不可 <input type="checkbox"/> その他 (具体的 : )
必要な医療的ケア	(看護師等有資格者が行う必要があるものの□に「レ」を記入してください。) <input type="checkbox"/> 咳痰吸引 (口腔、鼻腔内及び気管切開部からの吸引並びに衛生管理) <input type="checkbox"/> 人工呼吸器による呼吸管理 (酸素療法を含む。) <input type="checkbox"/> 気管切開部の管理 <input type="checkbox"/> 経管栄養 (鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう及び腸ろう) <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> 人工肛門 (ストーマ) の管理 <input type="checkbox"/> 血糖値測定及びインスリン注射
服薬状況 (処方箋添付可)	<input type="checkbox"/> 有 (内容 ) <input type="checkbox"/> 無
呼吸障害	<input type="checkbox"/> 有 (内容 ) <input type="checkbox"/> 無
摂食・嚥下の状況	経口摂取 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 一部可 <input type="checkbox"/> 不可 誤嚥の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 食形態 <input type="checkbox"/> 普通食 <input type="checkbox"/> きざみ食 <input type="checkbox"/> ペースト食 その他 <input type="checkbox"/> (内容 )

(裏面へ続く)

## (裏)

排尿・排便障害	<input type="checkbox"/> 有(内容) <input type="checkbox"/> 無						
発作の状況	<p>けいれん発作 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>内容</p> <p>発作時の対応</p> <p><input type="checkbox"/> その場で様子を見る  <input type="checkbox"/> その場で座薬を挿入する  <input type="checkbox"/> 救急搬送する  <input type="checkbox"/> その他 内容</p>						
予想される 緊急時の 状況及び対応	<table border="1"> <tr> <td>状況・頻度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対応</td> <td></td> </tr> <tr> <td>救急搬送の目安</td> <td></td> </tr> </table>	状況・頻度		対応		救急搬送の目安	
状況・頻度							
対応							
救急搬送の目安							
学校生活上の 留意点	<p>教育活動中に特別な配慮を</p> <p><input type="checkbox"/> 必要としない  <input type="checkbox"/> 部分的に必要とする  <input type="checkbox"/> 常に必要とする</p> <p>内容</p> <p>運動の制限</p> <p><input type="checkbox"/> 基本的生活は可能だが運動は不可  <input type="checkbox"/> 軽い運動には参加可  <input type="checkbox"/> 中程度の運動には参加可  <input type="checkbox"/> 強い運動にも参加可</p>						
その他							

様式第5号（第7条関係）

(表)

文書番号  
年月日

(保護者氏名) 様

京田辺市教育委員会教育長

印

医療的ケア児支援事業利用可否決定通知書

年月日付けで申請のあった医療的ケア児支援事業の利用について、下記のとおり決定しましたので、京田辺市立小学校及び中学校における医療的ケア児支援事業実施要綱第7条の規定により通知します。

記

1 利用可の決定

児童生徒氏名	男女	年齢	歳	生年月日	年月日生
実施する学校名				学年	
実施する医療的ケア	実施する内容				
留意事項等	<p>○留意事項</p> <p>1 定期的に主治医の診断を受け、医療的ケアの見直し等に関わる情報を学校に連絡してください。</p> <p>2 登校時、児童生徒の健康状態について、担任、担当看護師等に連絡し、当日の医療的ケアの内容について確認してください。</p> <p>3 医療的ケアの実施に必要な機器、用具及び消耗品の準備、点検及び補充をお願いします。</p> <p>4 使用後の物品については、ご家庭に持ち帰り処分をお願いします。</p> <p>5 災害時に備え、内服薬等がある場合は、必要数を毎日ご持参ください。</p> <p>○緊急時の対応</p> <p>1 主治医の指示内容に基づき、連携する病院に連絡を行い、必要な措置を講じるとともに保護者に連絡します。</p> <p>2 保護者は、常に連絡が取れる体制を整え、対応をお願いします。</p>				

2 利用不可の決定

(理由)

(裏面へ続く)

(裏)

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京田辺市を被告として（訴訟において京田辺市を代表する者は京田辺市教育委員会となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

## 様式第6号(第8条関係)

(表)

## 医療的ケア実施に関する指示書

医療機関名		所在地			
電話番号		医師氏名			

ふりがな 児童生徒氏名		男女	年齢	歳	生年 月日	年月日生
----------------	--	----	----	---	----------	------

医療的ケアの内容	実施方法	指示内容及び配慮事項
喀痰吸引	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	回数 (約 回/日)
		部位 <input type="checkbox"/> 口腔内 <input type="checkbox"/> 鼻腔内 <input type="checkbox"/> 気管内
		カテーテルサイズ (Fr)
		その他指示事項等 ( )
人工呼吸器 酸素吸入	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	種類 <input type="checkbox"/> 気管切開下 <input type="checkbox"/> 非侵襲的 ( <input type="checkbox"/> 鼻 <input type="checkbox"/> 鼻・口)
		メーカー・機種 :
		業者名 :
		モード :
		換気回数 (f) :
		酸素濃度 (FiO <sub>2</sub> ) :
		離脱 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可 ( 分)
気管切開	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	酸素吸入 流量 ( リッ/分) <input type="checkbox"/> 経鼻 <input type="checkbox"/> 気管内
		カニューレ製品名 ( )
		交換頻度 (1回/ )
経管栄養	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	その他指示事項等 ( )
		種類 <input type="checkbox"/> 経鼻 <input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 腸ろう
		製品名 ( )
		注入内容 ( )
		注入量・回数 ( )
		カテーテルサイズ ( Fr)
導尿	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	カテーテル製品名 ( )
		カテーテルサイズ ( Fr)
		回数 (約 回/日)
		その他指示事項等 ( )

(裏面へ続く)

## (裏)

医療的ケアの内容	実施方法	指示内容及び配慮事項
人工肛門	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	排泄物処理の注意点 ( ) その他指示事項等 ( )
血糖値測定	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	測定時刻 ( 時・ 時) その他指示事項等 ( )
インスリン投与	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	薬剤名 ( ) 1回量 単位／回 <input type="checkbox"/> 食前 <input type="checkbox"/> 食後 持続投与 (メーカー名 : ) 薬剤名 ( ) その他指示事項等 ( )
与薬	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 内服薬 <input type="checkbox"/> 注射 <input type="checkbox"/> 座薬 <input type="checkbox"/> 外用薬 薬剤名 ( ) 1回量 ( ) 時間 ( ) その他指示事項等 ( )
その他の医療的ケア		
緊急時の対応		[発作、誤嚥、発熱等時に係る対応]
学校生活上の留意点		

○変更点がある場合は、受診時に保護者にお伝えください。

様式第7号（第9条関係）

文書番号  
年月日

（保護者氏名）様

京田辺市教育委員会教育長

印

医療的ケア児支援事業実施計画書

児童生徒 氏名	性別 年齢	年 歳	生年 月日	年 月 日生
作成者	(施設名) (連絡先)	(職名) (氏名)		
実施担当者	(施設名) (連絡先)	(職名) (氏名)		
医療的ケアの内容  (※別紙による 場合は、契印を 行うこと。)	実施手順		準備物・留意点	
予想される緊急時の対応				
予想される緊急時の状態	対応・緊急搬送先			

（児童生徒氏名）に係る医療的ケア児支援事業の実施について計画の説明を受け、その内容について承諾しました。

保護者氏名（署名）

様式第8号（第11条関係）

年　月　日

（あて先）京田辺市教育委員会教育長

保護者氏名

医療的ケア児支援事業利用変更申請書

年　月　日付け文書番号で利用決定を受けた医療的ケア児支援事業について、京田辺市立小学校及び中学校における医療的ケア児支援事業実施要綱第11条第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

児童生徒氏名		
変更事項	変更前	変更後
児童生徒の心身の状況		
利用する医療的ケアの内容		

備考　医療的ケアに関する児童生徒の調査票（別記様式第2号）及び主治医による医療的ケア実施に関する指示書（別記様式第6号）を添付してください。

様式第9号（第11条関係）

(表)

文書番号  
年月日

(保護者氏名) 様

京田辺市教育委員会教育長

印

医療的ケア児支援事業利用変更可否決定通知書

年月日付けで申請のあった医療的ケア児支援事業の利用変更について、下記のとおり決定しましたので、京田辺市立小学校及び中学校における医療的ケア児支援事業実施要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

児童生徒氏名	
--------	--

1 変更可の決定

変更事項		
児童生徒の心身の状況		
医療的ケアの内容		

2 変更不可の決定

不可事項	(理由)

(裏面へ続く)

(裏)

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京田辺市を被告として（訴訟において京田辺市を代表する者は京田辺市教育委員会となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号（第12条関係）

年　月　日

（あて先）京田辺市教育委員会教育長

保護者氏名

医療的ケア児支援事業利用辞退届

年　月　日付け文書番号で利用可の決定のあった（児童生徒  
氏名）に係る医療的ケア児支援事業について、下記の理由により利用の必要  
がなくなったので、京田辺市立小学校及び中学校における医療的ケア児支援事  
業実施要綱第12条の規定により届け出ます。

記

○辞退理由

--

様式第11号（第13条関係）

(表)

文書番号

年月日

（保護者氏名）様

京田辺市教育委員会教育長

印

医療的ケア児支援事業利用解除通知書

現在利用されている医療的ケア児支援事業について、下記のとおり利用を解除しましたので、京田辺市立小学校及び中学校における医療的ケア児支援事業実施要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

対象児童生徒	氏名		生年月日	年月日生
	住所			
解除年月日		年月日		
解除理由				

（裏面へ続く）

(裏)

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京田辺市を被告として（訴訟において京田辺市を代表する者は京田辺市教育委員会となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

## 様式第12号（第14条関係）

年　月　日

(保護者氏名) 様

学校名 \_\_\_\_\_

校長名 \_\_\_\_\_

## 医療的ケア実施報告書

標記のことについて、次のとおり医療的ケアを実施したので報告します。

児童生徒氏名		男	年齢	歳	生年 月日	年　月　日生
		女				クラス
実施期間	年　月　日( )～年　月　日( )					
実施日 (実施日に○)	年　月 1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・ 11・12・13・14・15・16・17・18・ 19・20・21・22・23・24・25・26・ 27・28・29・30・31			年　月 1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・ 11・12・13・14・15・16・17・18・ 19・20・21・22・23・24・25・26・ 27・28・29・30・31		
実施した医療的ケアの内容			児童生徒の様子・特記事項			
実施担当者	(施設名) (連絡先)			(職名) (氏名)		

様式第13号（第14条関係）

(報告先)

学校長

医療的ケア実施におけるヒヤリハット・アクシデント報告書

報告者	(職名) (氏名)		
児童生徒氏名		クラス	
発生日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃		
発生場所			
児童生徒の 当日の状況			
実施している 医療的ケア			
発生状況・内容	※誰が、何を行っている時、何を、どのようにして、どうなったか、対象児童生徒はどうなったか。		
第1発見者	<input type="checkbox"/> 児童生徒本人 <input type="checkbox"/> 報告者 <input type="checkbox"/> 担任 <input type="checkbox"/> 他の教職員 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
対応	※誰が、どのように対応したか。		
救急救命措置の 実施	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (具体的処置: )		
報告相手	<input type="checkbox"/> 校長 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 主治医		
発生要因・背景			
改善等する (した)点			

議案第2号

京田辺市生涯学習推進協議会委員の委嘱について

京田辺市附属機関設置条例（平成26年京田辺市条例第1号）第4条の規定により、別紙の者を京田辺市生涯学習推進協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和5年1月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、京田辺市生涯学習推進協議会委員のうち、辞職の願いがあった委員について辞職を承認するとともに、その後任委員として別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和5年1月18日から残任期間である令和5年5月31日まで。

別紙

解嘱する者

委員区分	氏名	備考
各種関係団体を代表する者	藤井 美由紀	京田辺市民生児童委員

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
各種関係団体を代表する者	溝渕 久美子	京田辺市民生児童委員

**参考資料**

**京田辺市生涯学習推進協議会委員名簿**

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
國生 壽	学識経験のある者	R3. 6. 1～ R5. 5. 31	委嘱		会長
寺西 章郎	地域を代表する者	R3. 6. 1～ R5. 5. 31	委嘱		副会長
榎本 昂輔	市議会議員	R3. 6. 1～ R5. 5. 31	委嘱		
木下 静子	各種審議会を代表する者	R3. 6. 1～ R5. 5. 31	委嘱		
姫路 桂子	各種審議会を代表する者	R3. 6. 1～ R5. 5. 31	委嘱		
柳田 昌彦	各種審議会を代表する者	R3. 6. 1～ R5. 5. 31	委嘱		
香村 和雄	各種関係団体を代表する者	R3. 6. 1～ R5. 5. 31	委嘱		
北尾 高亭	各種関係団体を代表する者	R3. 6. 1～ R5. 5. 31	委嘱		
香村 肇	各種関係団体を代表する者	R3. 6. 1～ R5. 5. 31	委嘱		
米田 泰子	各種関係団体を代表する者	R3. 6. 1～ R5. 5. 31	委嘱		
溝渕 久美子	各種関係団体を代表する者	R5. 1. 18～ R5. 5. 31	委嘱	新任	
寺本 綾乃	各種関係団体を代表する者	R3. 6. 1～ R5. 5. 31	委嘱		
脇本 佳彦	各教育関係機関を代表する者	R3. 6. 1～ R5. 5. 31	委嘱		
柳澤 政宏	各教育関係機関を代表する者	R4. 5. 18～ R5. 5. 31	委嘱		
吉村 尊成	その他教育委員会が適當と認める者	R3. 6. 1～ R5. 5. 31	委嘱		

## 参考資料

### ○京田辺市附属機関設置条例（抜粋）

平成26年3月28日

条例第1号

#### （趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （設置）

第2条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

#### （担任事務）

第3条 附属機関の担任する事務は、それぞれ別表担任事務の欄に掲げるとおりとする。

#### （委員）

第4条 附属機関は、それぞれ別表人数の欄に掲げる人数の委員で組織する。

- 2 委員は、それぞれの附属機関が担任する事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、執行機関が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表（第2条—第4条関係）

執行機関	名称	担任事務	人数	任期
教育委員会	京田辺市生涯学習推進協議会	次に掲げる事項を協議すること。 (1) 生涯学習の推進に当たって、京田辺市生涯学習推進本部長が提起した事項に関すること。 (2) 地域、職場及び団体等への生涯学習の普及及び啓発に関すること。 (3) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。	15人以内	2年

## 参考資料

### ○京田辺市生涯学習推進協議会規則

平成26年4月1日  
教育委員会規則第4号

#### (趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市附属機関設置条例（平成26年京田辺市条例第1号）第7条の規定に基づき、京田辺市生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市議会議員
- (2) 地域を代表する者
- (3) 各種審議会を代表する者
- (4) 各種関係団体を代表する者
- (5) 各教育関係機関を代表する者
- (6) 学識経験のある者
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

#### (会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの協議会は、教育委員会が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第5条 協議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育担当課において処理する。

#### (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第3号

京田辺市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により、別紙の者を京田辺市社会教育委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和5年1月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、京田辺市社会教育委員のうち、辞職の願いがあった委員について辞職を承認するとともに、その後任委員として別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和5年1月18日から残任期間である令和6年5月31日まで。

別紙

解嘱する者

委員区分	氏名	備考
家庭教育の向上に資する活動を行う者	藤井 美由紀	京田辺市民生児童委員

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
家庭教育の向上に資する活動を行う者	久保 佳子	京田辺市民生児童委員

**参考資料**

**京田辺市社会教育委員名簿**

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
潮 義行	社会教育の関係者	R4. 6. 1～ R6. 5. 31	委嘱		
寺西 章郎	社会教育の関係者	R4. 6. 1～ R6. 5. 31	委嘱		
井上 晃志	社会教育の関係者	R4. 6. 1～ R6. 5. 31	委嘱		
姫路 桂子	社会教育の関係者	R4. 6. 1～ R6. 5. 31	委嘱		副委員長
林 孝二	社会教育の関係者	R4. 6. 1～ R6. 5. 31	委嘱		
藤原 真	学校教育の関係者	R4. 6. 1～ R6. 5. 31	委嘱		
柳澤 政宏	学校教育の関係者	R4. 6. 1～ R6. 5. 31	委嘱		
田中 正和	家庭教育の向上に資する活動を行う者	R4. 6. 1～ R6. 5. 31	委嘱		委員長
小山 洋子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	R4. 6. 1～ R6. 5. 31	委嘱		
久保 佳子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	R5. 1. 18～ R6. 5. 31	委嘱	新任	
國生 壽	専門的な知識を有する者	R4. 6. 1～ R6. 5. 31	委嘱		
沖田 行司	専門的な知識を有する者	R4. 6. 1～ R6. 5. 31	委嘱		

## 参考資料

### ○社会教育法（抜粋）

昭和24年6月10日

法律第207号

#### （社会教育委員の配置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

## 参考資料

### ○京田辺市社会教育委員に関する条例

昭和45年7月4日

条例第17号

#### (設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

#### (委嘱)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに専門的な知識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

#### (定数)

第3条 委員の定数は、20名以内とする。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 特別の事情があるときは、任期中であっても、解嘱することができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委任)

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は、京田辺市教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年10月1日から適用する。

議案第4号

市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

地方自治法第180号の2の規定に基づく市長からの協議について、別紙のとおり回答したいので、教育委員会の議決を求める。

令和5年1月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、地方自治法第180号の2の規定に基づく市長からの協議について、別紙のとおり回答するため、提案するものである。

京教総第 号  
令和5年(2023年)月日

京田辺市長 上村 崇 様

京田辺市教育委員会

市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

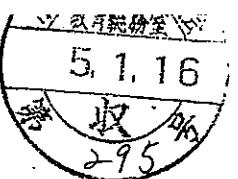
( 令和5年(2023年)1月16日付け教議第232号で依頼のあった協議内容について、下記のとおり回答します。

記

特段意見はありません。

京議第232号

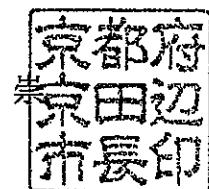
令和5年(2023年)1月16日



京田辺教育委員会

教育長 山岡 弘高 様

京田辺市長 上村



市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

地方自治法第180条の2の規定に基づき、下記の事務を貴委員会の職員  
が補助執行することとしたいので、協議を求めます。

記

1 学校給食費に関すること。

## 地方自治法 ((昭和22年法律第67号)

第180条の2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長(教育委員会にあつては、教育長)、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

## 協議

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の  
施行に伴う関係条例の整備に関する条例の改正内容について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例の改正内容について、協議する。

令和5年1月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

### (協議理由)

本件は、令和5年第1回京田辺市議会定例会に提案する表記条例の改正内容  
について、協議するものである。

# こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の 施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

## 1 趣旨

令和5年4月1日付けでこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、関係条例の整備を行うもの

なお、今回の整備に際して、他の府令改正（民法の一部改正に伴う懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除）に係る改正や過去に行うべきであった引用条項及び字句の整理に係る改正についても併せて行います。

## 2 整備（改正）概要

次の3本の関係条例を整備（改正）する。

- ・京田辺市子ども・子育て会議設置条例の一部改正（第1条関係）

引用条項の整理（第1条、第2条関係）

- ・京田辺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正（第2条関係）

引用条項及び字句の整理（第1条、第2条関係）

- ・京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第3条関係）

引用条項及び字句の整理（第4条、第6条から第8条まで、第13条、第15条、第20条、第35条から第37条まで、第39条、第42条（第4項を除く。）、第44条、第51条から第53条まで関係）

民法の一部改正に伴う懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除（第26条関係）

卒業後の受け皿に係る連携施設確保に関する要件の緩和（第42条第4項関係）

## 3 施行日

令和5年4月1日

議案第 号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の  
施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月17日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、関係する条例について所要の改正等を行うため、提案するものである。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に  
伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（京田辺市子ども・子育て会議設置条例の一部改正）

第1条 京田辺市子ども・子育て会議設置条例（平成25年京田辺市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第2号中「第27条第1項」を「第31条第2項」に改め、同条第3号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

（京田辺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正）

第2条 京田辺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年京田辺市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第87条」を「第82条」に改める。

第2条第1号中「場合」の次に「及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合」を、「含む」の次に「。以下この号において同じ」を加え、「同項」を「法第13条第1項」に改め、同条第2号中「又は子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第6条第1項の規定により読み替えて」を「及び法附則第6条第1項に規定する委託費の支払について」に改め、「含む」の次に「。以下この号において同じ」を加え、「又は同項」を「又は法第14条第1項」に改める。

（京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年京田辺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、

同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

## 第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「こども」を「子ども」に改める。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」を「次のいずれかに該当するとき」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を、「ものに限る。」の次に「又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改め、同条第7項及び第8項中「第1項本文」を「第1項」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第

「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第2項から第4項まで」を「前3項」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第53条第1項中「特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）」を「特定教育・保育施設等」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## ニども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に関する法律に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>〔京田辺市子ども・子育て会議設置条例の一部改正（第1条関係）〕</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、子ども・子育てに関する施策等を調査審議するため、子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 会議は、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第31条第2項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。</p> <p>(3) 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。</p> <p>(4) 及び (5) (略)</p>	<p>〔京田辺市子ども・子育て会議設置条例の一部改正（第1条関係）〕</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育てに関する施策等を調査審議するため、子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 会議は、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。</p> <p>(3) 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。</p> <p>(4) 及び (5) (略)</p>	引用条項の整理
<p>〔京田辺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正（第2条関係）〕</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第82条の規定に基づき、過料を科することに必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、法第13条第1項（法第30条の3において準用する場合及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をせしめ、又は法第13条第1項の規定による当該職員の質問に對して、答弁をした者</p>	<p>〔京田辺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正（第2条関係）〕</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第87条の規定に基づき、過料を科することに必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、法第13条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をせしめ、又は法第13条第1項の規定による当該職員の質問に對して、答弁をした者</p>	引用条項の整理 字句の整理
<p>(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項（法第30条の3において準用する場合及び法附則第6条第1項に規定する委託費の支払について適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第14条第1項の規定による当該職員の質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若し</p>	<p>(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項（法第30条の3において準用する場合及び法附則第6条第1項に規定する委託費の支払について適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第14条第1項の規定による当該職員の質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨</p>	

ニども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
くは忌避した者 (3) (略)	げ、若しくは忌避した者 (3) (略)	
〔京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第3条関係）〕		
第4条 (略)		
2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもとの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第1.9条第3号に掲げる小学校就学前子どもとの区分にあっては、満1歳以下の小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めることとする。	2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもとの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第1.9条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもとの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めることとする。	引用条項の整理
(1) 認定こども園 法第1.9条各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分 (2) 幼稚園 法第1.9条第1号に掲げる小学校就学前子どもとの区分 (3) 保育所 法第1.9条第2号に掲げる小学校就学前子どもとの区分 （正当な理由のない提供拒否の禁止等）	(1) 認定こども園 法第1.9条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分 (2) 幼稚園 法第1.9条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもとの区分 (3) 保育所 法第1.9条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもとの区分 （正当な理由のない提供拒否の禁止等）	引用条項の整理
第6条 (略)		
2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第1.9条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもにも該当する教育・保育給付認定子どもとの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第1.9条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもにも該当する教育・保育給付認定子どもとの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	引用条項の整理
第6条 (略)		
2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第1.9条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る教育・保育給付認定子どもとの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第1.9条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る教育・保育給付認定子どもとの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	引用条項の整理
3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第1.9条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る教育・保育給付認定子どもとの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第1.9条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る教育・保育給付認定子どもとの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	引用条項の整理
4 及び5 (略)		
		（あつせん、調整及び要請に対する協力）

## ニども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する法律の施行に関する法律に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
第7条 (略)	第7条 (略)	引用条項の整理
2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	(受給資格等の確認)
第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもが該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分、教育・保育必要量（法第20条第3項の規定による保育必要量をいう。）等を確かめるものとする。	第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもが該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項の規定による保育必要量をいう。）等を確かめるものとする。	(利害者負担額等の受領)
第13条 (略) 2及び3 (略)	第13条 (略) 2及び3 (略)	第13条 (略) 2及び3 (略)
4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受け取ることができる。	4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育・保育給付認定保護者から受け取ることができる。	(1) 及び (2) (略) (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもたち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもも 7万7,101円 (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。）5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、7万7,101円）
イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもたち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学	イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもたち、負担額算定基準子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。）5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、7万7,101円）	(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。）5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、7万7,101円）

二ども家庭施設法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（ア）に該当するものを除く。）</p> <p>（ア） 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもも、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>（イ） 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもにも該当する教育・保育給付認定子どもも、負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ （略）</p> <p>（4） 及び（5） （略）</p> <p>5 及び 6 （略）</p> <p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもたちの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を行わなければならない。</p> <p>（1） 及び（2） （略）</p> <p>（3） 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>（4） 保育所 尿童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について主務大臣が定める指針</p> <p>2 （略）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要な規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもたちの区分に係る利用定員を定めている施設については、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p>	<p>校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（ア）に該当するものを除く。）</p> <p>（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育・保育給付認定子どもも、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもにも該当する教育・保育・保育給付認定子どもも、負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ （略）</p> <p>（4） 及び（5） （略）</p> <p>5 及び 6 （略）</p> <p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもたちの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を行わなければならない。</p> <p>（1） 及び（2） （略）</p> <p>（3） 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>（4） 保育所 尿童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p> <p>2 （略）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要な規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 特定教育・保育の提供を行いう日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもたちの区分に係る利用定員を定めている施設については、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p>	<p>引用条項の整理</p> <p>引用条項の整理</p> <p>引用条項の整理</p> <p>引用条項の整理</p> <p>引用条項の整理</p>
<p>校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（ア）に該当するものを除く。）</p> <p>（ア） 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育・保育給付認定子どもも、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>（イ） 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもにも該当する教育・保育・保育給付認定子どもも、負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ （略）</p> <p>（4） 及び（5） （略）</p> <p>5 及び 6 （略）</p> <p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもたちの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を行わなければならない。</p> <p>（1） 及び（2） （略）</p> <p>（3） 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>（4） 保育所 尿童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p> <p>2 （略）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要な規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 特定教育・保育の提供を行いう日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもたちの区分に係る利用定員を定めている施設については、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p>	<p>引用条項の整理</p> <p>引用条項の整理</p> <p>引用条項の整理</p> <p>引用条項の整理</p> <p>引用条項の整理</p>	

## ニビモ家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
(5) ~ (11) (略)	(5) ~ (11) (略)	
第26条 削除	(懲戒に係る権限の濫用禁止)	民法の一部改正 に伴う懲戒に係る権限の濫用禁止に係る規定の削除
	(特別利用保育の基準)	引用条項の整理
第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準をなけばならない。	第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。  (特別利用保育の基準)	引用条項の整理
2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	引用条項の整理
3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特別施設型給付費（法第28条第1項の特別施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）と、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。	3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特別施設型給付費（法第28条第1項の特別施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）と、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特別利用保育を提供する施設に限る。以下この項において同じ。」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。  (特別利用教育の基準)	引用条項の整理
第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対	第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対	引用条項の整理



## ニども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>定めるものとする。</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前教育子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前教育子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 及び4 (略)</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前教育子どもを除く。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2 及び3 (略)</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行ったて、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置との他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育を提供さ</p>	<p>もに区分して定めるものとする。</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前教育子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前教育子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 及び4 (略)</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前教育子どもを除く。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2 及び3 (略)</p> <p>4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の運営が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。</p>	<p>引用条項及び字句の整理</p> <p>字句の整理</p> <p>本業後の受け皿に係る連携施設確保に関する要件の緩和</p>
<p>定めるものとする。</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前教育子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前教育子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 及び4 (略)</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前教育子どもを除く。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2 及び3 (略)</p> <p>4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の運営が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。</p>	<p>引用条項及び字句の整理</p> <p>字句の整理</p> <p>本業後の受け皿に係る連携施設確保に関する要件の緩和</p>	

ニども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。	(略)	れるよう必要な措置を講じているとき。
5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第5・9条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上の人ものに限る。）又は国家戦略特別区画法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行なう事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。	(1) 及び (2) (略)	字句の整理 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第5・9条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者とした場合に適切に確保しなければならない。
6 (1) 及び (2) (略)	6 (略)	字句の整理 6 前項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を要しない。
7 事業所内保育事業（第3・7条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を要しない。	7 事業所内保育事業（第3・7条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を要しない。	字句の整理 7 事業所内保育事業（第3・7条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を要しない。
8 保育所型事業所内保育事業を行なう者のうち、児童福祉法第6条の3第1・2項第2号に規定する事業を行なうものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。	8 保育所型事業を行なう者のうち、児童福祉法第6条の3第1・2項第2号に規定する事業を行なうものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。	字句の整理 8 保育所型事業所内保育事業を行なう者のうち、児童福祉法第6条の3第1・2項第2号に規定する事業を行なうものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。
9 (略)	9 (略)	字句の整理 9 (略)
(特定地域型保育の取扱方針)	(特定地域型保育の取扱方針)	字句の整理 9 (略)
第4・4条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第3・5条の規定に基づき保育所における保育の内容について主務大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもたちの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	第4・4条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第3・5条の規定に基づき保育所における保育の内容について主務大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもたちの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	字句の整理 第4・4条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第3・5条の規定に基づき保育所における保育の内容について主務大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもたちの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。
(特別利用地域型保育の基準)	(特別利用地域型保育の基準)	引用条項の整理 第5・1条 特定地域型保育事業者が法第1・9条第1項第1号に掲げる小学校就学前子に該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第4・6条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合に該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第1・9条第1項第2号に掲げる小学	2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合に該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第1・9条第1項第2号に掲げる小学	引用条項の整理 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る法第1・9条第1項第1号に掲げる小学校就学前子子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第1・9条第1項第2号に掲げる小学

## ニども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律に関する条例(案)新旧対照表

改正案	現行	改正理由
校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えるものとする。	に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。」	3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合保育給付費(法第30条第1項の特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別利用地域型保育には特例利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例利用地域型保育給付費をいう。次条第3項において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども」(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」(第52条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを除く。以下この章において同じ。)とあるのは「法第19条未満保育認定子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」(第52条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを除く。以下この章において同じ。)とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教養の必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定利用地域型保育事業者の保育に関する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定利用地域型保育事業者の保育に関する教育・保育給付認定子どもを除く。)」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項におけるものは「第2項から第4項まで」とする。
3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合保育給付費(法第30条第1項の特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別利用地域型保育には特例利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例利用地域型保育給付費をいう。次条第3項において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども」(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」(第52条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを除く。以下この章において同じ。)とあるのは「法第19条未満保育認定子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」(第52条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを除く。以下この章において同じ。)とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教養の必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定利用地域型保育事業者の保育に関する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定利用地域型保育事業者の保育に関する教育・保育給付認定子どもを除く。)」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項におけるものは「第2項から第4項まで」とする。	(特定利用地域型保育の基準)	
第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに

ニども家庭設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に関する法律に関する条例(案)新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している回 条第3号に掲げる小学校就学前子子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第 1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合における教育・保育給付認定子ども 利用保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子子どもに該当する教育・ 保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利 用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合 には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育には特別利用地域型 保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、 第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定 保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前 子ども)に該当する教育・保育給付認定保護者に限る。」と、同条第2項中「法第2 9条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定 める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは 「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育 認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定す る満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げ るもの)を除く。)に要する費用」とする。</p> <p>(電磁的記録等)</p>	<p>どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用して いる同条第3号に掲げる小学校就学前子子どもに該当する教育・保育給付認定子ども (前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合における教育・保育給付認 定保護の対象となる法第19条第1項に掲げる小学校就学前子子どもに該当する教育・ 保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利 用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合 には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育には特別利用地域型 保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、 第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定 保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前 子ども)に該当する教育・保育給付認定保護者に限る。」と、同条第2項中「法第2 9条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定 める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは 「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育 認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定す る満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げ るもの)を除く。)に要する費用」とする。</p> <p>(電磁的記録等)</p>	<p>字句の整理 引用条項の整理</p>
<p>第53条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提 供者(以下この条において「特定教育・保育施設等」という。)は、記録、作成、保 存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、 文書、贈本、副本、正本、副本その他の文字、図形等人の知覚によつて認識する ことができる有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されてい るものについては、当該書面等に代えて、当該書面等による電磁的記録(電子的方式、 磁気的方式その他の方式による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条におい て同じ。)により行うことができる。</p>	<p>2～6 (略)</p>	<p>字句の整理 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提 供者(以下この条において「特定教育・保育施設等」という。)は、記録、作成、保 存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、 文書、贈本、副本、正本、副本その他の文字、図形等人の知覚によつて認識する ことができる有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されてい るものについては、当該書面等に代えて、当該書面等による電磁的記録(電子的方式、 磁気的方式その他の方式による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条におい て同じ。)により行うことができる。</p>

協議

京田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正内容について

京田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正内容について、協議する。

令和5年1月18日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、令和5年第1回京田辺市議会定例会に提案する表記条例の改正内容について、協議するものである。

# 京田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正内容について

## 1 趣旨

令和4年11月30日に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）が、令和4年12月28日に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）が公布され、いずれも令和5年4月1日に施行されることに伴い、京田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年京田辺市条例第21号）の一部を改正するもの

## 2 改正概要

- ・安全計画の策定等を放課後児童健全育成事業者（以下「事業者」という。）に義務付ける規定を新設（第6条の2）
- ・自動車を運行する場合における利用者の所在確認を事業者に義務付ける規定を新設（第6条の3）
- ・業務継続計画の策定等を事業者の努力義務とする規定を新設（第12条の2）
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を、職員に対し実施することを事業者の努力義務とする規定に改正（第13条第2項）

## 3 施行日

令和5年4月1日

ただし、本条例による改正後の第6条の2の規定については、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、努力義務とする。

京田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年京田辺市条例第21号) の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知とともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずるよう」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の京田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

## 京田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

改正案	現行	改正理由
(安全計画の策定等)		
第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他の放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。	安全計画の策定等を義務付けるもの	
2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	自動車運行時ににおける利用者の所在確認を義務付けるもの	
3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。	業務継続計画の策定等を努力義務とするもの	
4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 (自動車を運行する場合の所在の確認)	業務継続計画の策定等を努力義務とするもの	
第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができるように、利用者の所在を確認しなければならない。	業務継続計画の策定等を努力義務とするもの	
(業務継続計画の策定等)		
第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	業務継続計画の策定等	
2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。	(衛生管理等)	
3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。	(衛生管理等)	
	第13条 (略)	第13条 (略)
	2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	感染症等の予防及びまん延防止の研修等の実施

京田辺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

改正案	現 行	改正理由
<p>ん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>い。</p> <p>3 (略)</p>	<p>を努力義務とするもの</p>